

議案第 3 号

名古屋都市計画土地区画整理事業の決定（蟹江町決定）

都市計画蟹江富吉南土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	（仮称）蟹江富吉南土地区画整理事業	
面 積	約 1 3 . 2 h a	
公共施設の配置	道路	区画道路は幅員 6 m を基本とし、沿道の土地利用や施設誘致を行う街区を考慮して適切に幅員 8 m 道路を配置する。
	公園及び緑地	地区面積の 3 % 以上及び計画人口 1 人あたり 3 m ² を満たす公園を、公園の誘致距離を考慮して配置する。また、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、緑地を配置する。
	その他の公共施設	「土地区画整理事業における調整池設置指導基準」に基づき、土地利用の変更による雨水の流出増に対応する容量を確保するよう、調整池を設置する。
宅地の整備	街区の規模としては、土地利用計画、従前の土地利用形態等を考慮し適切に配置するとともに、各宅地とも原則として道路面より高くするよう整備する。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

蟹江富吉南地区は、蟹江町の中心部から南西部に位置し、近鉄名古屋線富吉駅に近く都市計画道路 3・3・157 国道 1 号西線や都市計画道路 3・3・264 西尾張中央道などが周囲に整備されている地区である。

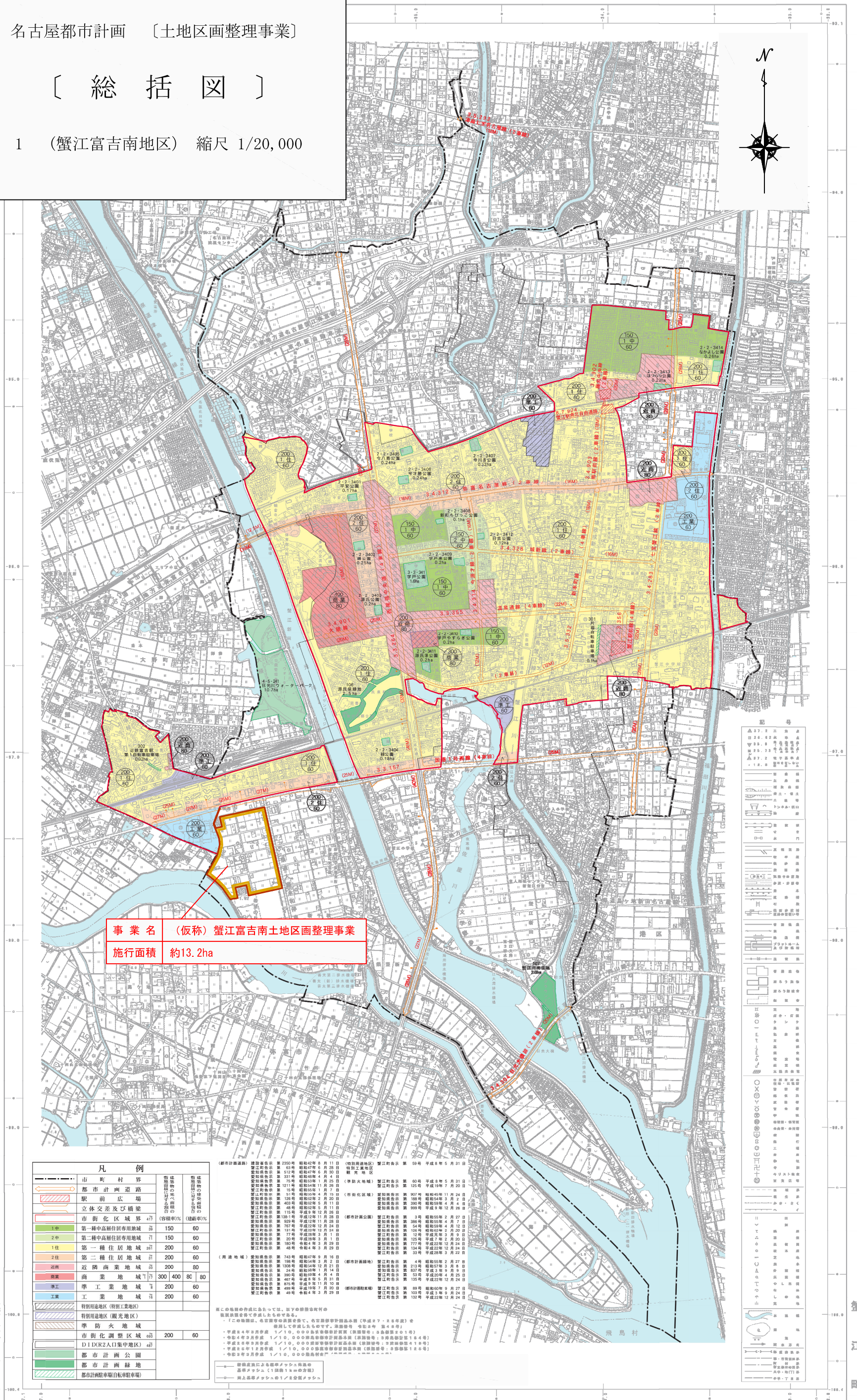
本地区は、蟹江町都市計画マスタープランにおいて「まちづくり推進地区」として、都市基盤整備の進捗に合わせて、駅からの近接性を活かし、日常生活における利便性が確保された良好な居住環境の形成を図ると位置付けられている。しかし、現在は市街化調整区域内にあり、農地の中に住宅や工場が混在し、無秩序な土地利用が形成されている。

そのため、蟹江富吉南土地区画整理事業を都市計画に定め、計画的な都市基盤整備を行い、快適で良好な市街地を形成しようとするものである。

名古屋都市計画〔土地地区画整理事業〕

〔総括図〕

1 (蟹江富吉南地区) 縮尺 1/20,000



事業名 (仮称) 蟹江富吉南土地地区画整理事業
施行面積 約13.2ha

凡 例	
市 町 村 界	建設物の種類・用途・用途等
都市計画道路	建設物の高さ・用途等
駅前広場	建設物の用途等
立体交差及び橋梁	建設物の用途等
市街化区域界 (市街化区域率) (容積率) (建蔽率)	
1種 第一種中高層住居専用地域	150 60
2種 第二種中高層住居専用地域	150 60
1住 第一種住居地域	200 60
2住 第二種住居地域	200 60
近隣 近隣商業地域	200 80
商業 商業地域	300 400 80 80
準工業 準工業地域	200 60
工業 工業地域	200 60
特別用途地区 (特別工業地区)	
特別用途地区 (観光地区)	
準防火地域	
市街化調整区域	200 60
DLR(2)人口集中地区	
都市計画公園	
都市計画緑地	
都市計画駐車場 (自転車駐車場)	

(都市計画道路)	
建設省告示 第250号	昭和47年 6月 11日 (特別用途地区) 蟹江町告示 第 59号 平成6年 5月 31日
建設省告示 第 63号	昭和47年 6月 28日 (特別工業地区)
建設省告示 第 112号	昭和47年 7月 30日 (特別工業地区)
建設省告示 第 331号	昭和47年 7月 4日 (準防火地域)
建設省告示 第 331号	昭和47年 7月 4日 (準防火地域)
建設省告示 第 211号	昭和47年 7月 26日 (準防火地域)
建設省告示 第 154号	昭和47年 7月 7日 (市街化区域)
建設省告示 第 51号	昭和47年 4月 15日 (市街化区域)
建設省告示 第 124号	昭和47年 2月 20日 (市街化区域)
建設省告示 第 403号	昭和47年 5月 11日 (市街化区域)
建設省告示 第 48号	昭和47年 1月 11日 (市街化区域)
建設省告示 第 315号	平成5年 12月 26日 (市街化区域)
建設省告示 第 136号	平成5年 12月 26日 (市街化区域)
建設省告示 第 309号	平成11年 11月 28日 (市街化区域)
建設省告示 第 197号	平成12年 11月 24日 (市街化区域)
建設省告示 第 117号	平成12年 11月 24日 (市街化区域)
建設省告示 第 324号	平成12年 11月 24日 (市街化区域)
建設省告示 第 77号	平成12年 5月 1日 (市街化区域)
建設省告示 第 30号	平成12年 3月 1日 (市街化区域)
建設省告示 第 380号	平成4年 3月 29日 (市街化区域)
建設省告示 第 49号	平成4年 3月 29日 (市街化区域)

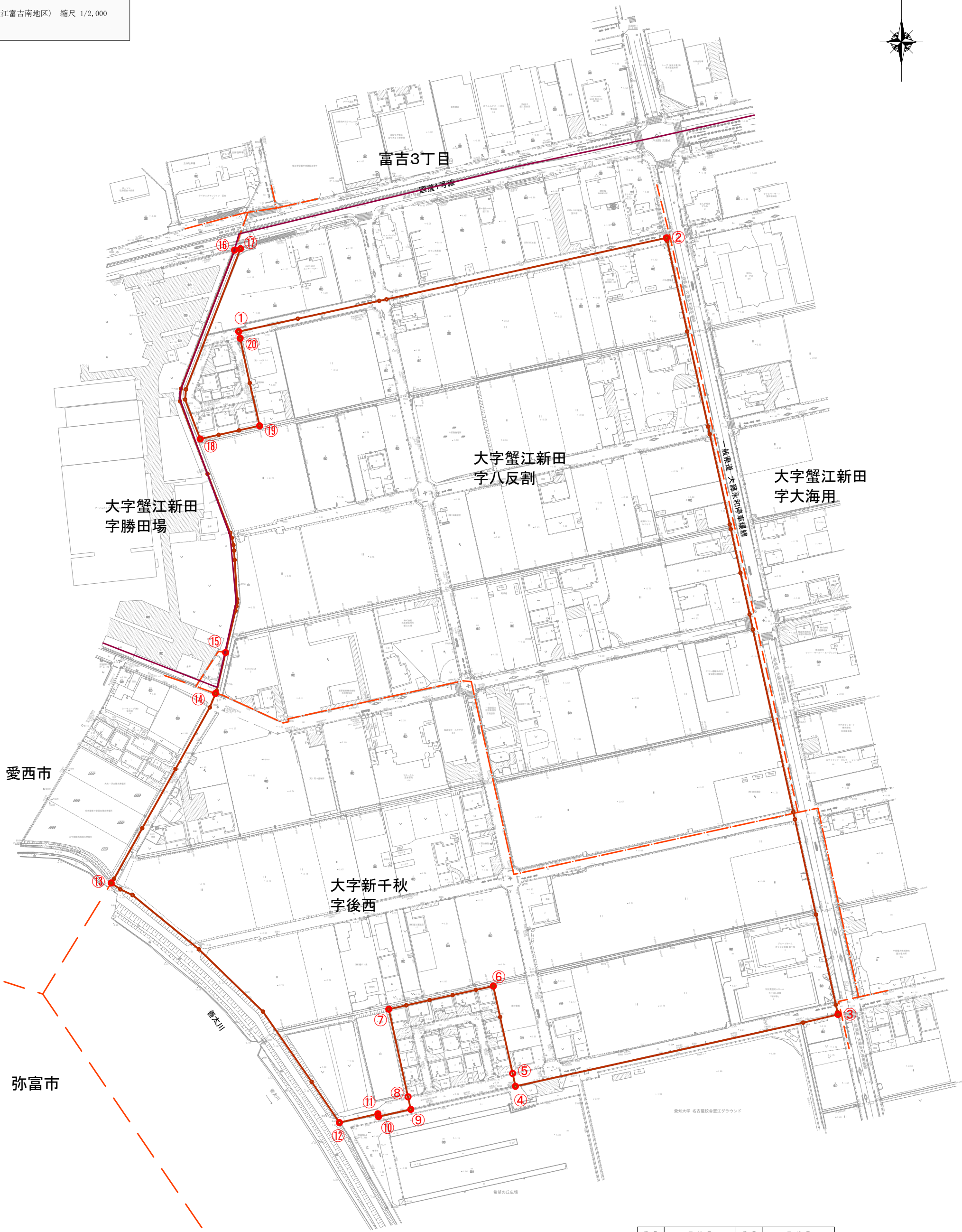
(用途地域)	
建設省告示 第 743号	昭和47年 9月 16日 (準工業地域)
建設省告示 第 198号	昭和47年 2月 2日 (工業地域)
建設省告示 第 104号	昭和47年 2月 2日 (工業地域)
建設省告示 第 24号	昭和47年 1月 14日 (工業地域)
建設省告示 第 407号	昭和47年 5月 31日 (工業地域)
建設省告示 第 409号	昭和47年 5月 31日 (工業地域)
建設省告示 第 409号	昭和47年 5月 29日 (工業地域)
建設省告示 第 49号	平成4年 3月 29日 (工業地域)

(都市計画緑地)	
建設省告示 第 3号	昭和45年 2月 27日 (都市計画緑地)
建設省告示 第 54号	昭和45年 11月 24日 (都市計画緑地)
建設省告示 第 189号	昭和45年 7月 2日 (都市計画緑地)
建設省告示 第 390号	昭和45年 4月 4日 (都市計画緑地)
建設省告示 第 99号	昭和45年 12月 26日 (都市計画緑地)
建設省告示 第 386号	昭和45年 2月 27日 (都市計画緑地)
建設省告示 第 154号	昭和45年 11月 24日 (都市計画緑地)
建設省告示 第 120号	平成3年 9月 9日 (都市計画緑地)
建設省告示 第 53号	平成3年 7月 25日 (都市計画緑地)
建設省告示 第 777号	平成22年 12月 24日 (都市計画緑地)
建設省告示 第 134号	平成22年 12月 24日 (都市計画緑地)
建設省告示 第 33号	平成28年 3月 22日 (都市計画緑地)

(都市計画駐車場)	
建設省告示 第 88号	昭和45年 9月 27日 (都市計画駐車場)
建設省告示 第 132号	平成2年 12月 24日 (都市計画駐車場)

この地区画整理事業は、以下の用途地域等によるものである。
・この地区画整理事業は、名古屋都市計画条例(平成27-28年度)によるものである。
・この地区画整理事業は、名古屋都市計画条例(平成27-28年度)によるものである。
・平成24年3月分 1/10,000都市計画図(用途地域:準工業地域)による。
・平成24年3月分 1/10,000都市計画図(用途地域:準工業地域)による。
・平成25年12月分 1/10,000都市計画図(用途地域:準工業地域)による。
・平成25年3月分 1/10,000都市計画図(用途地域:準工業地域)による。

記号	
△ 37.2 三角点	建設物の種類・用途・用途等
□ 24.2 四角点	建設物の高さ・用途等
○ 24.0 円形点	建設物の用途等
△ 23.2 三角点	建設物の用途等
△ 22.0 三角点	建設物の用途等
△ 21.0 三角点	建設物の用途等
△ 20.0 三角点	建設物の用途等
△ 19.0 三角点	建設物の用途等
△ 18.0 三角点	建設物の用途等
△ 17.0 三角点	建設物の用途等
△ 16.0 三角点	建設物の用途等
△ 15.0 三角点	建設物の用途等
△ 14.0 三角点	建設物の用途等
△ 13.0 三角点	建設物の用途等
△ 12.0 三角点	建設物の用途等
△ 11.0 三角点	建設物の用途等
△ 10.0 三角点	建設物の用途等
△ 9.0 三角点	建設物の用途等
△ 8.0 三角点	建設物の用途等
△ 7.0 三角点	建設物の用途等
△ 6.0 三角点	建設物の用途等
△ 5.0 三角点	建設物の用途等
△ 4.0 三角点	建設物の用途等
△ 3.0 三角点	建設物の用途等
△ 2.0 三角点	建設物の用途等
△ 1.0 三角点	建設物の用途等
△ 0.0 三角点	建設物の用途等



番号	区域界	番号	区域界
①～②	無地帯道路中心	⑪～⑫	界
②～③	一般県道 大徳永和停車場線西端	⑬～⑭	善太川東端
③～④	町道光西宮太線南端	⑭～⑮	市町村界
④～⑤	見通し線	⑮～⑯	界
⑤～⑥	界	⑯～⑰	小字界
⑥～⑦	界	⑰～⑱	界
⑦～⑧	界	⑱～⑲	界
⑧～⑨	見通し線	⑲～⑳	界
⑨～⑩	町道光西宮太線南端	⑲～⑳	界
⑩～⑪	界	⑳～㉑	見通し線

凡例	
	施行区域界
	行政区域界(市町村界)
	行政区域界(大字界)
	行政区域界(字界)
	市街化区域界

名古屋都市計画土地区画整理事業の決定（蟹江町決定）

事 項	時 期	備 考
説 明 会	令 和 5 年 6 月 24 日	
事 前 協 議	令 和 5 年 7 月 4 日	
事 前 協 議 回 答	令 和 5 年 9 月 22 日	
計 画 案 の 縦 覧	令 和 5 年 11 月 10 日 から 令 和 5 年 11 月 27 日 まで	縦覧者数 0名 意見書提出（有・ <input checked="" type="radio"/> 無）
町 都 市 計 画 審 議 会	令 和 6 年 1 月 9 日	
知 事 へ の 協 議	令 和 6 年 2 月 中 旬	以 下 予 定
知 事 回 答	令 和 6 年 3 月 中 旬	
決 定 告 示	令 和 6 年 3 月 下 旬	